

安全マネジメント実施のための取組

1. 輸送の安全に関する基本方針
 - ・ 経営者は、輸送の安全に関する基本方針及び目標と計画を策定し、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全を指導します。
 - ・ 全従業員に対し、「輸送の安全の確保」が最も重要であるという意識を徹底させ、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
 - ・ 交通法規及びその他の基準を遵守し、安全最優先の原則を徹底します。
2. 輸送の安全に関する目標
 - ・ 令和5年度は法令を遵守し、従業員の福祉を充実させ、人身事故、物損事故、重大事故0を目指します。
3. 輸送の安全に関する計画
 - ・ 全運転者に1ヶ月に1回乗務員教育を実施します。また、乗務員教育においてヒヤリハット事例の紹介を行い、意識の向上を図ります。また、運行管理者も全員参加し、意見の交換を行い、信頼関係の醸成に努めます（新型コロナウイルスの影響による休業の際は、教育資料を各従業員に配布することによってこれに替えることとします）。
 - ・ 運転者をバスの車両数+2名確保し、無理のない旅客運輸を行います。
 - ・ 運行管理者を法令上の必要人数+1名確保し、運行管理体制を充実させます。
4. 安全確保責任に対する経営者の取組宣言
 - ・ 経営者は輸送の安全の確保に関し、最終的な責任を有すると記載した文書を営業所内に掲示して全従業員に周知徹底します。
5. 輸送の安全に関する情報の共有及び伝達
 - ・ 3で示された乗務員教育において、全従業員が集まり、意見を交換する。
 - ・ 点呼の前に運行管理者と運転者の間で約5分間のミーティングを実施する。
6. 事故災害等発生時緊急連絡体制
 - ・ 別紙、「事故災害時緊急連絡体制」参照
7. 輸送の安全に関する教育及び研修
 - ・ 「安全マネジメント実施のための取組」「事故災害発生時緊急連絡体制」を全従業員に配布したうえで営業所に掲示し、意識付けを行います。
 - ・ 3で示された乗務員教育の他、サービス管理規程の第20条各号に該当した者に特別教育を行います。
 - ・ 事故を起こした運転者に対して、運行管理者の面会を実施します。

記

1 基本的な方針

- (1) 安全運行は全ての業務に優先する。
- (2) 交通法規の厳守の徹底（特に速度制限）
- (3) 無理な運行計画はしない。

2 目標及び達成状況

令和5年度の目標は以下のとおりとする。

- ・人身事故、物損事故0件
- ・法令を遵守し、情報を積極的に公開する。
- ・従業員の福祉を増進し、心身共に健やかな状態で業務にあたる。

前年度の達成状況

- ・重大事故、人身事故0件
- ・物損事故1件

3 事故に関する統計（自動車事故報告規則に基づく重大事故は0件）

2021年度				目標0件
	有責事故	他責事故	係争中	合計
人身事故	0	0	0	0
車内人身事故	0	0	0	0
物損事故	0	0	0	0
重大事故	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

2022年度				目標0件
	有責事故	他責事故	係争中	合計
人身事故	0	0	0	0
車内人身事故	0	0	0	0
物損事故	1	0	0	1
重大事故	0	0	0	0
合計	1	0	0	1

以上

令和5年3月31日

株式会社 新博多観光バス
代表取締役 下川修一